

「豊臣の天下統一」(「豊臣大研究」第5～8回)

第7回 東国攻めと北条氏

2026/7/25 黒嶋敏(東京大学史料編纂所)

はじめに

- ・豊臣秀吉の東国(小田原)攻め(1590年)
- ・惣無事令に従わず真田氏との争いを続けた後北条氏を、秀吉が大軍勢を率いて討伐したもの。豊臣方は全国から約20万の兵を動員して小田原城を包囲し、後北条氏を滅ぼした。
- ・あわせて東北地方の諸大名を服属させており、ここに秀吉は全国統一を完成。
- ・出兵に至る経緯を振り返りながら、秀吉の目指した天下統一の形、「惣無事令」説の問題点を考えてみたい。

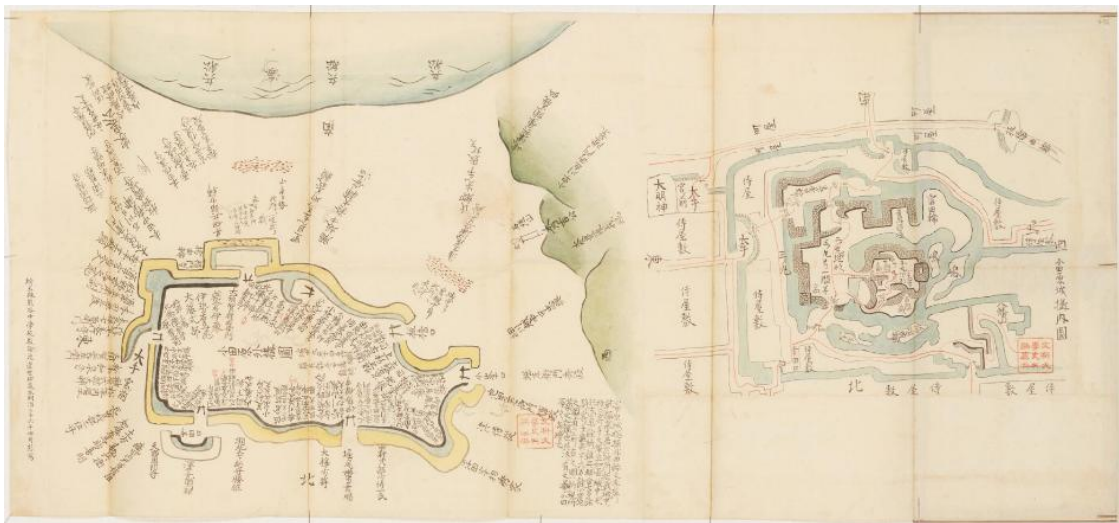
1 北条氏の従属

- ・小牧・長久手の戦い…徳川家康は北条氏政と同盟関係(家康の娘が氏政の子氏直に嫁ぐ)
秀吉は反北条氏(佐竹氏など)と連携、
ただその後しばらく、家康が態度を明確にしなかったため、東国問題も棚上げ。
- ・1586年10月、家康の上洛(←秀吉妹の輿入れ、母大政所を人質に提出)
→翌年、秀吉が九州から帰陣すると、東国・奥羽政策も本格化へ。
- ・「惣無事」(複数の「無事」=停戦)を掲げ、有力大名の帰趨を促していく。

↓

- ・北条氏側の動き
- ・1587年末から「天下之御弓箭」に備え領内の軍備をテコ入れ(←秀吉の九州攻めの情報)
- ・並行して、翌年夏には家康の斡旋に従い、氏政の弟氏規を秀吉のもとに上洛させる。
- ・豊臣政権はこれを北条氏の従属と認識

「京都へハ東國ヨリ相州氏直ノ伯父美濃ノ守上洛、東國悉和談相調了云々、奇特不思儀ノ事統也、天下一等満足充滿、天道如何、」(『多聞院日記』天正16/8/18条)



「小田原城構内図・小田原陣図」(東京大学史料編纂所蔵、内務省引継地図)

- ・約半年に及ぶ秀吉の遠征。戦火のうち、何を伝えたか？
- ・島津義久宛ての朱印状から
 - 3/29 豊臣秀次軍による山中城攻略（史料2）
 - 4/7 山中城攻略と小田原接近（史料2）
 - 4/23 小田原包囲の様子、関東各地の掌握、鎌倉観光（史料4）
 - 8/11 会津到着、出羽・陸奥まで平定（史料5）
- ・秀吉の狙い…後継者秀次の武威増強（後に奥羽で九戸の乱が起きると、秀次は再仕置を担当）
 - ・豊臣秀長は病気で従軍せず（九州攻めとの違い）
 - ・鎌倉、奥羽の果て
- ・戦後処理
 - ・北条領だった関東には徳川家康が入部（約 250 万石、天下人による大名国替え）
 - ・徳川旧領の東海地方は、分割され、豊臣家子飼いの大名たちが入る。
 - ・東北地方には会津に蒲生氏郷が入り、奥羽の押さえに。

おわりに

- ・小田原攻めは、対象が減ばされている点でも、豊臣政権の全国統一戦を象徴する遠征に。
- ・秀吉は公儀として、武力を持つことで「叛く者」らを討伐し、「降る者」へと変えてきた。
- ・秀吉によって、戦国の社会的な混乱が、秩序をともなう静謐へと転換される。
武力と静謐の関係は、秀吉の武威の根幹。
- ・服属した大名には官職を与え（序列の明確化）、羽柴氏を名乗らせる（擬似的な同族組織）
- ・不服従や忠誠度の低い大名は減封、軍事討伐の対象に
- ・支配下に置いた土地には仕置を実施…検地（生産高を確定）・刀狩・城破り
- ・武力を背景に「自力」の世界の否定
- ・「小田原ノ様ムサ／＼ト落居、（中略）関白殿只人ニ非ス、ムサ／＼ト天道ニテ落居ト聞へ了、頓テ御馬被入トテ、郡山ノ正二位大納言殿昨夕在京了、扨日本國六十余州嶋々迄一門御存分ニ歸了、不思儀々々々ノ事也、高麗・南蛮ヨリモ御礼ノ使罷越、京堺ニ逗留了、妙希代々々、」（『多聞院日記』天正 18/8/28 条）

【参考文献】

- 池上裕子 2002 年『日本の歴史 15 織豊政権と江戸幕府』講談社
藤木久志 1985 年『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会
竹井英文 2012 年『織豊政権と東国社会 「惣無事令」論を越えて』吉川弘文館
黒嶋 敏 2018 年『秀吉の武威、信長の武威 天下人はいかに服属を迫るのか』平凡社
戸谷穂高 2023 年『東国の政治秩序と豊臣政権』吉川弘文館

史料1 豊臣秀吉朱印状写(『大日本古文書伊達家文書』四五二号)

左京大夫政宗公江從加賀中將利家浅野彈正少弼長吉指遣之

条々

一、北条事、近年蔑 公儀、不能上洛、殊於関東、任雅意狼籍之条、不及是非、然間去年可被加御誅罰処、駿河大納言家康卿依為縁者、種々懇望之間、以条数被仰出候へ、御請申付而、被成御勅免、即美濃守罷上、御礼申上事、

一、先年家康被相定条数、家康表裏之様ニ申上条之間、美濃守被成御対面上者、境目等之儀、被聞召届、有様ニ可被仰付間、家々郎從指越候へと被 仰出之處、江雪差上訖、家康与北条国切之約諾之儀、如何と御尋之処、其意趣者、甲斐信濃中城々々、家康手柄次第可被申付、上野中者、北条可被 申付之由相定、甲信両国者、即家康被申付候、上野沼田之儀者、北条不 及自力、却而家康相違之様ニ申成、寄事於左右、北条出仕迷惑之旨、申上 歟与被思食、於其儀者、沼田可被下候、乍去上野之中、真田持来知行三分二、沼田城ニ相付、北条へ可被下候、三分一ハ真田ニ被仰付之条、其中 二有之城をハ、真田可相拘之由被仰定、右北条ニ被下候三分二之替地者、自家康真田ニ可相渡之旨被成御究、北条上洛可仕との一札出候者、即被指遣御上使、沼田可被相渡与被仰出、江雪被返下候事、

一、当年極月上旬、氏政可致出仕之旨、御請一札進上之候、困茲被差遣津田隼人正、富田左近將監、沼田被渡下候事、

一、沼田要害請取候上者、右相任一札、即可罷上と被思食之處、真田相拘候なくなるミの城を取、表裏仕候上者、使者ニ非可被成御対面儀候、彼使雖可及生害、助命返遣之事、

一、(中略、第5回レジュメ参照)

天正十七年十一月廿四日 ○(秀吉朱印)

北条左京大夫とのへ

史料2 豊臣秀吉朱印状(『大日本古文書 島津家文書』三五四号)

急度染筆候、中納言山中城へ、今日廿九日執懸、即午剋乘崩、城主之事者不及申、首千余討捕、其外追打不知数候、然者、明日朔日箱根山峠へ為陳取、至小田原表可手遣候条、落去不可有程候、尚追追吉左右可申聞候也、

(天正一八年) 三月廿九日 (秀吉朱印)

羽柴薩摩侍從(義弘)とのへ

島津修理大夫入道(義久)とのへ

史料3 豊臣秀吉朱印状(『大日本古文書 島津家文書』三五五号)

為当陣見廻給五、遠路到来、懇情被悦思召候、仍去廿九日、山中城中納言自身乘崩、城主始首二千余討捕之、其外追討不知其数、諸城悉退散候、然者、小田原表一里計令居陣、先手之者二町三町間押詰候、小田原事落去不可有程候、猶石田治部少輔可申候也、

(天正一八年) 卯月七日 (秀吉朱印)

島津修理大夫とのへ

史料4 豊臣秀吉朱印状(『大日本古文書 島津家文書』三五六号)

就関東御動座、為見舞、鉄炮藥百斤到来、遠路之懇志悦思食候、抑小田原面事、二町三町間に取巻、堀を掘土居を築、塀柵重重被仰付候、海上

者兵船数千艘浮置之、一人も不拔出様候、八州之物主共悉籠居候間、干殺に可被仰付候、来月朔日鎌倉為見物可被成御出候、彼近所に有之玉縄城、此方へ相渡、物主北条左衛門大夫走入、命之儀御侘言申候間、相助、家康へ被遣候、即右地へ相移、関東之城城悉請取、此方之人数可被入置候、尚増田右衛門尉可申候也、

(天正一八年) 卯月廿三日 (秀吉朱印)
(宛所欠)

史料5 豊臣秀吉朱印状(『大日本古文書 島津家文書』三三七号)
北条儀被加誅戮に付、為祝儀、太刀一腰、馬代銀三枚、於奥州会津相達候、遠路到着、被入精段悦思召候、出羽陸奥果迄、御人数被差遣、所物主被相付、御置目等不残被仰付、始伊達、南部、山形、妻子為在洛差上、被明御隙候条、明日十二日被成還御候、猶石田木工頭可申候也、

(天正一八年) 八月十一日 (秀吉朱印)
島津修理入道とのへ



家康期の江戸城を描いたとされる「本朝城絵図」(東京大学史料編纂所蔵、部分)